

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 又 は 協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勅令の日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ギニア	ギニア共和国政府に対する贈与 に関する日本国政府とギニア共 和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商 政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	200,000 千円 -----	2019.4.29 コナクリ で (同日)	日本側 松原英夫在ギニア 大使 ジェネ・ケイタ 協力・アフリカ統合大臣	2019.5.28 20号
ギニア	国道三号線スンバ橋架け替え計 画のための贈与に関する日本国 政府とギニア共和国政府との間 の交換公文	国道三号線スンバ橋架け替え計画を実施するために必 要な生産物及び役務の購入	1,414,000 千円 2025.12.31 まで	2019.7.3 コナクリ で (同日)	日本側 松原英夫在ギニア 大使 ジェネ・ケイタ 協力・アフリカ統合大臣	2019.7.17 74号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。